

児童虐待防止緊急対策について

令和元年5月8日
千葉県

本年1月、野田市において児童相談所が関与していた小学4年生の女儿が両親からの虐待により亡くなるという重大な事件が発生しました。

県は、このような事件を二度と起こさぬよう、県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告に先立ち、これまでに実施した取組に加え、以下のとおり、課題とされる事項ごとに児童虐待防止対策を講じることといたしました。

今後、子どもの命を最優先にするという強い決意をもって、これらの対策を速やかに実行し、事案の再発防止に全力で取り組んでまいります。

1 児童相談所職員の虐待事案への対応力の向上と適切なケースマネジメント

近年の職員の大量採用に伴い、職員の年齢構成に偏りが生じており、若手職員の能力向上と適切な業務執行の確保が喫緊の課題となっています。また、膨大な事案に適切に対応していくため、職員の育成指導やサポート等を行う中間管理職のマネジメント能力の向上やその標準化が課題となっています。

また、本事案においては、情報収集と共有、リスク評価、意思決定のあり方、これに基づく活動など関係機関と連携した虐待事案への対応について様々な課題が指摘されており、今後はこれらを改善し、的確に対応していく必要があります。

【取組1-①】職員の資質向上（育成）のための研修の強化・充実

- ・現場対応の基本となる「千葉県子ども虐待対応マニュアル」が順守されるよう、児童相談所における経験年数に応じたすべての職員研修プログラムを通じて、周知徹底を図ります。
- ・また、現在実施しているすべての研修課程、特に、新任職員研修において保護者への対応を念頭においたロールプレイを導入するなど実践的な研修内容となるよう、研修カリキュラムや教材の見直しを行います。
- ・併せて、過去の死亡事例における検証委員会の答申についても、研修を通じて、その内容の浸透を図ります。

【取組 1-②】 グループリーダーの配置によるマネジメントの強化

- ・今年度から、児童相談所の調査課長の下に 10 名程度の職員グループのケースマネジメントを担当する、個別案件を持たない「グループリーダー」を配置し、職員指導とケースマネジメントの強化を図りました。
- ・グループリーダーのマネジメント能力の向上を図るため、新たに研修を実施します。また、国が実施する児童相談所児童福祉司を対象とした「スーパーバイザー義務研修」への受講者数を拡大します。
- ・更に、組織マネジメントの一層の強化に向け、各児童相談所の実状に即した組織体制の見直しを進めていきます。

【取組 1-③】 児童福祉司OB等職員の活用

- ・児童福祉司OB等職員を活用し、現任研修等を通じ、若手職員やグループリーダーの資質の向上に努めます。

【取組 1-④】 保健師等の配置

- ・ケースの多面的なアセスメントや専門的な支援等を確保するため、保健師等の他職種の児童相談所への配置を進めます。

【取組 1-⑤】 弁護士相談体制の充実

- ・今年度から、すべての児童相談所に非常勤弁護士を配置しましたが、専門の法律知識が必要なケースが増えてきていることから、特に虐待相談対応件数の多い中央・市川・柏の 3 児童相談所において、弁護士の配置を週 1 日から週 2 日に拡充します。

【取組 1-⑥】 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定

- ・「千葉県子ども虐待対応マニュアル」については、速やかに改善すべき事項について修正を行うとともに、県児童虐待死亡事例等検証委員会での提言や、国・野田市での検証結果等を踏まえ、更に見直しを行い職員への徹底を図ります。
- ・マニュアルの改定後は、直ちに児童相談所と市町村との合同研修等を実施し、マニュアルの現場への浸透を徹底します。

2 市町村への支援、関係機関との連携の強化

児童虐待防止には、児童家庭相談の窓口である市町村をはじめ関係機関が連携し、適切に役割を分担し、児童の安全を確保し、切れ目のない支援をしていくことが重要です。

近年、虐待事案はDVの存在など複雑化・多様化しており、今後一層、学校(教育機関)、県警、DV対策部門など関係機関との情報共有を進める等連携を強化していく必要があります。

【取組2-①】市町村への支援

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、弁護士、精神科医等を派遣するネットワーク機能強化事業を拡大します。
- ・県、市町村が相互に虐待対応の体制や活動について理解を深め、円滑な意思疎通の下、一体的な対応ができるよう、県と市町村との人事交流を拡大します。
- ・市町村によって児童虐待対策への取組状況に差があることから、体制の弱い市町村から課題を聴取し、支援方策について検討を進めます。

【取組2-②】DV対策部門との連携の強化

- ・児童相談所職員や市町村職員を対象として実施している「DV・児童虐待新任職員研修」「DV・児童虐待担当職員研修」等の研修について、プログラムの見直しを行い、研修の充実を図ります。
- ・また、県のDV対策部門と児童虐待部門の機能的な連携に向けた検討を進めます。

【取組2-③】教育現場における体制の強化

- ・虐待対応の強化に向けて、市町村の福祉部門等と連携し、担任が児童のきめ細かな見守り・ケアを行えるよう、小学校に代替の非常勤講師を派遣します。
- ・困難な事案に迅速に対応するため、スクールソーシャルワーカーを増員します。
- ・教職員が圧力等に毅然と対応できるような体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談や、対応力向上のための研修などを実施していきます。
- ・児童虐待事案における教員の対応力を向上させるため、啓発リーフレットや専門的知見を有する講師を活用し、実践的な研修を行います。
- ・保育所保育士等の虐待事案に対する対応力を向上させるため、DV・子ども虐待対応研修のさらなる充実を図るとともに、保育士等キャリアアップ研修等についても、児童虐待に関連した内容の充実を図ります。

【取組 2－④】 県警との連携・情報共有の強化

- ・今年度から、すべての児童相談所に警察官、または警察OBを配置しましたが、中央・市川・柏の大規模な児童相談所については、今後、警察OBを含めた警察職員を 2 名に増員し、体制を強化します。
- ・児童相談所と県警との効果的な情報共有の在り方について他の自治体の取組状況や国の動向を踏まえながら検討を進め、情報共有体制を強化します。

【取組 2－⑤】 警察本部における体制の強化

※児童相談所だけではなく、警察そのものの体制強化

- ・児童虐待事案に一層的確に対応するため、子どもの安全確保に従事する警察官を増員し、体制を強化します。(千葉県警察本部)

【取組 2－⑥】 千葉市との連携の強化

- ・千葉市児童相談所と県児童相談所は、これまで合同での児童相談所長会議や主席会議、研修会などを行ってきたところですが、あらためて連携のあり方を確認し、密接な情報共有など、千葉市との連携を一層強化していきます。

3 児童相談所の業務執行体制の強化

本県（千葉市除く）の児童虐待相談対応件数は、全国 4 番目（29 年度 6,811 件）の多さであり、平成 22 年度と比較すると約 2.7 倍となっています。このため、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細かな対応が難しくなっており、児童相談所の業務執行体制の強化が課題となっています。

【取組 3－①】 職員増員の前倒し

- ・令和 3 年度までに児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等を 200 名程度増やすこととしている現行の計画を令和 2 年度までに前倒し、職員の増員を図ります。

【取組 3－②】 国の新プランに対応した更なる増員

- ・国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（H30.12）による児童福祉司等の新配置基準等を踏まえて、職員の増員を図ります。

【取組3-③】職員のサポート体制の強化

- ・児童福祉司に同行して家庭訪問する「児童安全確認協力員」、虐待相談の受付・記録の整理等を行う「児童虐待対応協力員」を増員し、職員がケースワークに専従できるようサポート体制を強化します。
- ・併せて、職員の増員に対応するため、所内の改修等を行い、執務環境を改善します。

【取組3-④】業務の効率化、情報共有の迅速化のためのICTの活用等

- ・児童相談所の業務をサポートするための現行の支援システムをタブレット等で閲覧・入力ができるよう改善し、職員が外からでも情報を確認できるようにしました。
- ・情報共有の迅速化や職員の負担軽減につなげていくため、タブレットを追加配備したところですが、状況を踏まえ、更に配備台数の増加を図っていきます。

【取組3-⑤】現行の児童相談所支援システムの抜本的見直し

- ・現行の支援システムを抜本的に見直し、情報共有の迅速化、ケースの特性を踏まえた進行管理、意思決定の支援など、情報の高度利用等による適正な業務の執行の確保を図ります。

4 県民に対する広報・啓発の強化・拡充

児童虐待をできる限り早期に発見し、速やかに対応し、家庭支援につなげていくためには、広く県民からの情報提供をいただくことが重要です。

特に虐待通告件数の増加に比して、地域住民からの通告については増加していない現状もあり、地域住民の方々が躊躇なく速やかに通告をいただけるよう、広報・啓発の強化・拡充を図る必要があります。

【取組4-①】県民に対する広報・啓発の強化・拡充

- ・県のホームページの充実や県民だよりによる広報の拡充を図ります。
- ・児童相談所 全国共通ダイヤル「189」（24時間 虐待通報・相談受付）、虐待の通告義務、相談機関の周知などを効果的に行うため、児童虐待防止推進月間を実施していたラジオCMやリーフレット等による広報を通年実施とするなど強化・拡充を図ります。
- ・新たに駅や電車での広告等による広報・啓発を広く展開していきます。

【取組 4－②】 電話相談員の増員

- ・「189」の通話料の無料化に伴う、虐待通告件数の増大に対応できるよう、県下全域の夜間や休日における虐待通告の受理体制を強化するため、窓口である中央児童相談所に配置している電話相談員を増員します。

5 要保護児童の受入体制の強化（一時保護所の増設、里親、児童養護施設の整備）

虐待の疑いのある児童に対しては、速やかに安全を確保するため、一時保護等の対応が重要である一方、児童相談所の一時保護所の入所率は定員の1.2倍（平成31年2月現在）を超えており、特に市川・柏児童相談所では定員の1.5倍に近い状況となっています。

また、一時保護も永続的なものではなく、家庭での養育が困難な児童等は、里親や児童養護施設等における養育が必要なため、里親委託の推進など受入体制の充実・強化、児童養護施設等の整備が課題となっています。

【取組 5－①】 一時保護所の受入数の拡大

- ・緊急的に市川・柏・銚子・君津児童相談所の一時保護所の増設を行い、定員を増員し、受入数の拡大を図ります。
- ・その他の児童相談所の一時保護所についても増設を行うことを検討します。

【取組 5－②】 児童相談所を設置する中核市への支援

- ・児童相談所の設置を検討している船橋市や柏市の要望を十分聞きながら、具体的な支援の内容や方法について協議を進めていきます。

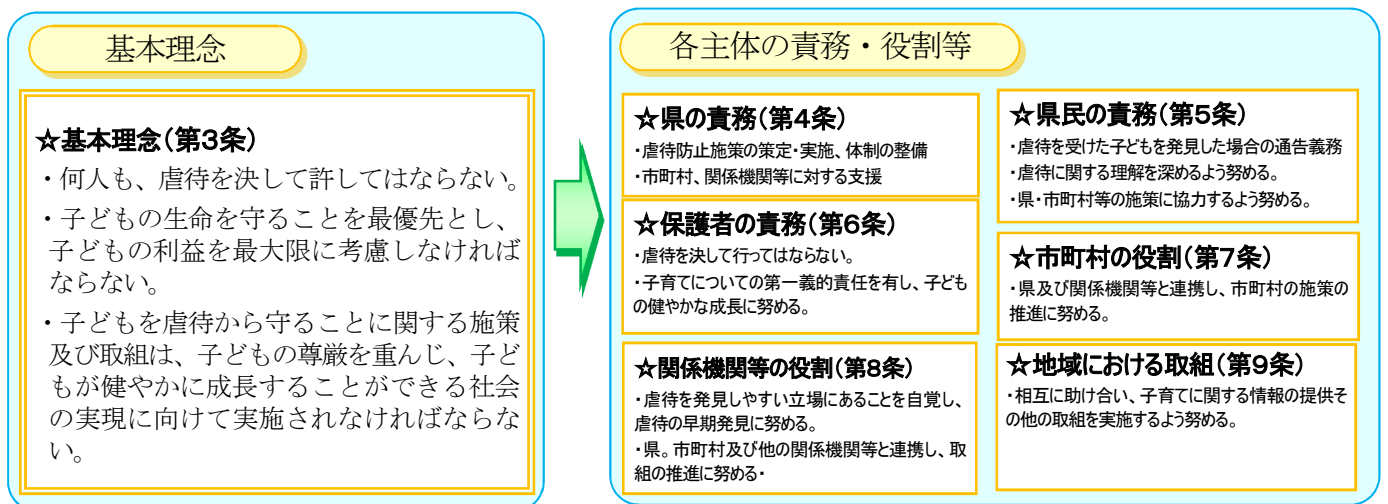
【取組 5－③】 里親委託の推進

- ・家庭での養育が困難な児童について、安定した家庭環境の中で愛情深く育てる里親制度を推進するため、里親月間での広報・啓発の強化に加え、里親の新規開拓の一層の推進、支援体制の強化に取り組みます。
- ・里親委託を推進するため、里親対応専門職員を各児童相談所に配置し、里親の養育上の不安の解消に向けて支援することを検討します。

【取組5-④】児童養護施設等の受入れ体制の強化

- ・児童養護施設等に入所している児童が安心して生活できるよう、施設における養育の支援を強化するため、児童精神科医や臨床心理士等の専門家を施設等へ派遣する事業を拡充します。
- ・要保護児童の受入先を確保するため、今年度中に新たな社会的養育推進計画を策定し、家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設等の整備推進を図ります。

【参 考】「千葉県子どもを虐待から守る条例」(基本理念)



〔各項目における担当課一覧〕

- 1 児童相談所職員の虐待事案への対応力の向上と適切なケースマネジメント
【取組1-①】～【取組1-⑥】千葉県 健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)
- 2 市町村への支援、関係機関との連携の強化
【取組2-①】、【取組2-②】、【取組2-④】、【取組2-⑥】
千葉県 健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)
【取組2-③】千葉県 教育庁 教育振興部 児童生徒課(043-223-4232)
健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)
【取組2-⑤】千葉県警察本部 生活安全部 少年課 (043-201-0110 (内 3061))
- 3 児童相談所の業務執行体制の強化
【取組3-①】、【取組3-②】千葉県 総務部 行政改革推進課 (043-223-2046)
【取組3-③】千葉県 健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)
【取組3-④】千葉県 総務部 情報システム課 (043-223-2183)
【取組3-⑤】千葉県 総合企画部 政策企画課 (043-223-2208)
- 4 県民に対する広報・啓発の強化・拡充
【取組4-①】、【取組4-②】千葉県 健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)
- 5 要保護児童の受入体制の強化(一時保護所の増設、里親、児童養護施設の整備)
【取組5-①】～【取組5-④】千葉県 健康福祉部 児童家庭課 (043-223-2345)